

市役所の目曜相談窓口(1月)

相談内容	とき	持ち物・業務内容・問合せ先など
マイナンバー	26日(日) 午前10時～ 正午	業務内容 通知カード・個人番号カードの 交付、マイナンバーに関する相談 相談・問合せ 市民課 ☎06(6902)5983
国民年金		持ち物 年金手帳、印鑑など ※離職した人、代理人の申請時は別途必要 書類あり 相談・問合せ 市民課 ☎06(6902)6005
市税納付	26日(日) 午前10時～ 午後3時	※証明書の発行などは不可 相談・問合せ 納税課 ☎06(6902)5935
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料納付		※南部市民センターでも受付可。ただし、 納付書・保険証の発行は不可のため後日 郵送 相談・問合せ 保険収納課 ☎06(6902)5939
介護保険料納付		相談・問合せ くすのき広域連合門真市所(高齢福祉課内) ☎06(6780)5200

南部市民センター内サービスコーナーをご利用ください

取扱内容	○平日…住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、 戸籍附票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑の登録と廃 止、年金現況届の証明、住居表示証明書、身分に関する証 明、不在住証明書、課税(所得)証明書 ほか ○土・日曜日、祝日…住民票の写し、印鑑登録証明書、住 民票記載事項証明書、年金現況届の証明、住居表示証明 書 ほか ※月曜日が祝日の場合は休館
問合せ先	南部市民センター ☎072(885)1141

年 金

公的年金などの 源泉徴収票を送付

老齢を支給事由とする国民年金や厚生年金などを受けている人を対象に、1月未だに日本年金機構から「令和元年公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。所得税の確定申告をする際に添付してください。

紛失や未着、2枚以上必要な場合は守口年金事務所まで再交付の申請が必要です。
※市役所では発行不可
※障害年金や遺族年金などは課税対象外のため送付なし

国民年金保険料の2年前納

2年前納は、4月分から2年分の国民年金保険料をまとめて納められる制度です。1年前納よりも保険料の割引が多く、納

め忘れもなくなります。口座振替またはクレジットカードで2年前納を希望する人は、2月末までに口座振替またはクレジットカード納付申出書を守口年金事務所または金融機関へ提出してください。

◆2年前納の社会保険料控除
2年前納で納めた国民年金保険料を所得から控除する場合は、次のいずれかを選択できます。
○納めた年に全額控除
○各年分の保険料に相当する額を各年で控除

口座振替などをご利用ください

納め忘れがなく確実な口座振替やクレジットカード納付が便利です。特に、口座振替は割引があり、お得です。

届出に必要な物

基礎年金番号の確認できる物(年金手帳や納付書など)
○口座振替：通帳、届出印
○クレジットカード納付：クレジットカード、認印

年金の相談は ねんきんダイヤルへ

相談の際は基礎年金番号が分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。
相談先 ねんきんダイヤル
①☎0570(05)1165
②☎03(6700)1165
※050で始まる電話からかけると、受付時間
○月曜日午前8時30分～午後7時
○火～金曜日午前8時30分～午後5時15分
○第2土曜日午前9時30分～午後4時
※月曜日が祝日の場合は次の開所日に午後7時まで受付

保 険

国民健康保険 短期被保険者証を更新

2月1日(土)から有効の国民健康保険短期被保険者証を1月15日(水)から保険収納窓口で交付します。業務時間内に来庁できない人は夜間交付窓口にお越しください。

夜間交付窓口

とき
1月28日(火)～31日(金)
午後5時30分～7時30分
持ち物
印鑑、本人確認書類(運転免許証など)、短期被保険者証

許証など)、短期被保険者証
問合せ
保険収納課
☎06(6902)59939

保険料の納付は ペイジー口座振替が便利

保険収納課では、金融機関のキャッシュカードがあれば、保険料の口座振替手続きが簡単にできます。保険料の納付には、便利で安心・安全な口座振替をご利用ください。

問合せ

保険収納課
☎06(6902)5994

※祝日、年末年始を除く
問合せ 守口年金事務所
☎06(6992)3031

国民年金保険料の免除申請

保険料の納付が困難な人は、全額免除、一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)、納付猶予を申請できます。離職した人には特例による免除制度もあります。
免除の結果は、前年度の所得などで国が審査し決定します。申請が遅れたり、未納のまま放置したりすると年金を受け取れなくなる恐れがありますので、すみやかに申請してください。
※納付猶予の対象は5歳以下の若年者

申請に必要な物

年金手帳、印鑑
※離職した人は雇用保険被保険者証、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、雇用保険被

税 金

2年度(元年中所得) 市・府民税の申告

とき 2月17日(月)～3月16日(月)
午前9時～正午、午後1時～5時
※2月23日(日)午前10時～正午、午後1時～3時は開設
ところ 第3会議室(市役所別館3階)

市・府民税の申告

対象 2年1月1日現在、市在住の人は申告が必要です。ただし、次のいずれかを満たす人は申告が不要です。
○元年中に収入がなかった、または合計所得金額が35万円×

(同一生計配偶者+扶養親族11) + 21万円の人
※同一生計配偶者や扶養親族がない場合は35万円
○税務署で確定申告をする人
○勤務先から市役所に給与支払報告書または公的年金などの支払報告書が提出される人
※所得がない場合でも国民健康保険料の算定や各種手当の申請に所得証明や非課税証明が必要な人は申告が必要
申告に必要な物
本人確認書類(マイナンバーカードや通知カード、運転免許証など)、印鑑
※郵送の場合は写しを同封
申告方法 郵送または直接
※市役所での確定申告の受付は作成済みの申告書のみ

◆南部市民センター出張申告会場を開設
とき 2月6日(木)・7日(金)
午前9時30分～正午、午後1時～4時
申告・問合せ
〒571-85805
「門真市役所」課税課
☎06(6902)58998

給与支払報告書などの提出は1月31日(金)までに
給与などの支払者は「給与支払報告書」を2年1月1日現在の従業員の仕事地となる市町村へ提出してください。
※eLTAで電子提出の一元化が可。詳しくはeLTA Xホームページ参照

市・府民税の住宅ローン控除

対象 22年1月1日以降に入居した人。住宅ローン控除可能額が所得税から控除しきれない額が所得税から控除しきれない人
申請方法
申請書を郵送または持参
※申請書は日本年金機構ホームページからダウンロード可
申請・問合せ
〒570-0083
守口市京阪本通2-5-5
守口年金事務所
☎06(6992)3031
〒571-85805
「門真市役所」市民課
☎06(6902)6005

申告・問合せ 課税課
☎06(6902)58998

門真税務署からのお知らせ

◆確定申告の作成・相談窓口
開設期間 2月17日(月)～3月16日(月)午前9時～午後5時
※相談受付は午後4時まで
◆スマホから電子申告ができます
税務署で発行したIDとパスワードで、パソコンのほか、スマホやタブレットで確定申告書を作成し送信できます。
IDとパスワードは自宅近隣の税務署で本人確認のうえ発行を受けることができます。
問合せ 門真税務署
☎06(6909)0181

償却資産の申告は 1月31日(金)まで

市内に固定資産税対象の償却

資産(事業用の機械、器具、備品)を持つ個人、法人(事業用資産の貸し付けも含む)は、2年1月1日現在の資産状況の申告が必要です。
申込期限 1月31日(金)
※eLTAによる申告も可
※詳しくは問い合わせまたはホームページ参照

家屋の種類(用途)を変更した場合は変更登記を

事務所、店舗などで使用していた家屋を改修工事により住宅などに変更するなど、家屋の種類(用途)を変更した場合は、法務局で建物表題部変更登記を申請してください。
※事情により変更登記ができない場合や未登記家屋の場合は問い合わせ

申込・問合せ 課税課
☎06(6902)59918